

税発第 309 号
平成14年2月25日

本 庁 各 課 長
県 議 会 事 務 局 長
各 行 政 委 員 会 (委 員) 事 務 局 長
教 育 庁 各 課 長
警 察 本 部 会 計 課 長
各 部 局 長
各 出 納 員

様

総 務 部 長
(税 務 課)
出 納 局 長
(会 計 課)

入札・契約事務に係る納税証明書の取扱について（通知）

平成14年2月12日付けで会計規則の一部が改正され、地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11第2項の規定に基づき、競争入札に参加する者に必要な資格として「島根県税について未納の徴収金がないこと」が要件とされたこと等に伴い入札・契約事務に係る県税納税証明書の取扱を下記のとおり定め、平成14年4月1日以後に行う契約から適用することとしたので通知します。

なお、「県税滞納者の入札等の参加制限に関する取扱要綱の制定について」（昭和30年2月8日出納長、総務部長通達）は廃止します。

これにより、一般的には、個々の契約を締結する場合において、従来、競争入札の実施の際又は随意契約の見積書を提出させる際に徴していた納税証明書は不要となるので申し添えます。

記

- 1 入札・契約事務においては、次のとおり納税証明書を徴しなければならない。
 - (1) 競争入札において、入札参加資格審査を行うとき。

ただし、一般競争入札を行う場合において、競争入札に係る入札参加資格者名簿（物品の製造の請負及び売買に係る入札参加審査要綱その他県において定める入札参加資格審査要綱に基づく名簿をいう。以下同じ。）に登録されている者については納税証明書を徴する必要はない。

(2) 予定価格が50万円を超える随意契約において見積書を提出させるとき。

ただし、競争入札に係る入札参加資格者名簿に登録されている者から見積書を提出させる場合は納税証明書を徴する必要はない。

なお、次に掲げる契約にあつては納税証明書の徴取を省略することができる。

① 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第3号の規定に基づく随意契約

② 契約における履行場所が県外である随意契約

2 徴する納税証明書は次のとおりとする。

(1) 競争入札における参加資格審査を行うときに徴する納税証明書は、総務事務所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がない旨の証明書（以下「県税納税証明書」という。）」及び税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」とする。

(2) 随意契約における見積書の提出に併せて徴する納税証明書は県税納税証明書で次の有効期間内のものとする。

なお、見積書とともに県税納税証明書を提出した者が、当該納税証明書の有効期間内において、同一所属へ見積書を提出する場合は納税証明書の徴取を省略することができる。

① 3月末現在の課税実績による納税証明書 5月から10月の間有効

② 9月末現在の課税実績による納税証明書 11月から翌年4月の間有効

3 1 (1) 但し書き及び1 (2) 但し書きの規定において、入札参加資格者名簿に登録されている者であるかどうか不明である場合は、次のいずれかにより確認すること。

(1) 一般競争入札に参加する者又は見積書を提出する者が提出する「入札参加資格審査結果通知書」の写

(2) 入札参加資格者名簿を作成管理する課等への照会